## 文例(遺言執行者の指定)

第○条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・

職業〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

遺言で、遺言を実行してくれる遺言執行者を指定できます

遺言執行者は必ずしも必要ではない場合もありますが、相続人の仲が悪い場合、相続人が多い場合、行方不明の相続人がいる場合、相続人以外へ遺贈をする場合、負担付き遺贈をする場合、などは、遺言執行者を指定しておくと、遺言の執行手続きが大変楽になります。また、廃除関係手続や認知など遺言執行者が必ず必要な手続きもあります。遺言の確実な実現を求める場合は、必ず遺言執行者を指定する、と考えておいた方が安心でしょう。

## ┃遺言執行者

遺言執行者は、1人に限らず複数人指定することもできます。相続人などでも可能ですが、無能力者や破産者は、遺言執行者となることができません。また遺言執行者に指定されても就任の義務がありませんので、拒否する可能性も考えられます。事前に信頼できる人に依頼しておきましょう。遺言の執行には、申立てや届出など法的知識が必要な場合がありますので、弁護士などの専門家にしておくと手続きが円滑に進むでしょう。